

東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）

都市計画高度地区を次のように変更する

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最高限度〕	第1種高度地区	約 590.0 ha 建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	17m第1種高度地区	約 64.8 ha 1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	第2種高度地区	約 4.6 ha 建築物の各部分の高さは当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	17m第2種高度地区	約 484.3 ha 1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	20m第2種高度地区	約 20.7 ha 1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	30m第2種高度地区	約 26.5 ha 1 建築物の高さは30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	

第3種 高度地区	約 3.8 ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
17m第3種 高度地区	約 13.0 ha	1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
20m第3種 高度地区	約 156.6 ha	1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
30m第3種 高度地区	約 15.7 ha	1 建築物の高さは30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
40m第3種 高度地区	約 7.7 ha	1 建築物の高さは40メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
30m 高度地区	約 10.7 ha	建築物の高さは30メートル以下とする。	
40m 高度地区	約 22.6 ha	建築物の高さは40メートル以下とする。	

50m 高度地区	約 45.3 ha	建築物の高さは50メートル以下とする。	
60m 高度地区	約 0.7 ha	建築物の高さは60メートル以下とする。	
小計	約 1,467.0 ha		
1 制限の緩和 (1) この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次のア及びイに定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度（以下「斜線型高さ制限」という。）が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。 ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。 イ 敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。 (2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、ア及びイに定めるところによる。 ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。）第86条第1項及び第3項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。 イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項及び第4項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、当該区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。 2 既存不適格建築物等に対する適用除外 (1) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が、当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。 (2) この規定による建築物の高さの最高限度から斜線型高さ制限を除いた建築物の高さの限度（以下「絶対高さ制限」という。）を定める都市計画を告示する日において、現に存する建築物（建築の工事が完了していると区長が認めたものに限る。）で、かつ本号の規定を適用する際に現に存するもののうち、その高さが絶対高さ制限を超えるもの（絶対高さ制限に係る規定に適合するに至った建築物を除く。）に関し、次のアからエまでのいずれにも該当すると区長が認めた場合は、当該建築物に係る絶対高さ制限においてその高さを算定するとき限り、当該規定は適用しない。 ア 建て替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、公共施設の整備等により変更が生じた場合は、この限りでない。 イ 建て替え後の建築物の高さは、現に存する建築物の高さを超えないこと。			

ウ 建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。

エ 建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途と同じであること。

3 地区計画等の区域内の特例

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項に規定する地区計画等（東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）（平成20年11月目黒区告示第530号）により絶対高さ制限が定められた日前に定められたものを除く。）又は景観法（平成16年法律第110号）第61条第2項に規定する景観地区に関する都市計画において、絶対高さ制限が定められた地区については、この規定による絶対高さ制限を適用しない。

(2) 前号に規定する地区計画等又は景観地区に関する都市計画において、斜線型高さ制限に係る規定が定められており、かつ、この規定による斜線型高さ制限を適用しない旨の規定が定められた地区については、この規定による斜線型高さ制限を適用しない。

4 認定による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。

(1) ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると区長が認めたものについては、絶対高さ制限の1.1倍に相当する高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

(2) 一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる高さ。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表1 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.2倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1.5倍に相当する高さ

表2 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.2倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1.5倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 2.0倍に相当する高さ

(3) 一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表3及び表4に掲げる高さ。この

場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表3 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 32倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 65倍に相当する高さ

表4 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 32倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 65倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 2. 2倍に相当する高さ

5 区長の許可による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、前項第1号又は第3号に定めた絶対高さ制限の範囲を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。
- (2) 公益上若しくは土地利用上やむを得ないもので、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

6 特定行政庁の許可による特例（斜線型高さ制限のみの緩和の場合）

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超える建築物は除く。）で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、この規定の斜線型高さ制限は適用しない。この場合において、特定行政庁は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 建築基準法施行令第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。
- (2) 公益上若しくは土地利用上やむを得ないと認められ、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

種 類		面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最低限度〕	・林試の森公園 周辺地区 ・補助４６号線 目黒本町三丁目地区 ・補助４６号線 目黒本町五丁目地区 ・補助４６号線 原町一丁目・洗足一丁目地区	約 20.2 ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は７メートルとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 （１）都市計画施設の区域内の建築物。 （２）高さが７メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の２分の１未満かつ１００平方メートル未満の建築物の当該部分。 （３）増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令第１３７条の１０第１号及び第２号に定める範囲のもの。 （４）附属建築物で平屋建のもの（建築物に付属する門又はへいを含む。）。 （５）地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの。 （６）その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。	
	小 計	約 20.2 ha		
合 計		約 1,487.2 ha		

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

安全性や快適性を備えた、魅力ある持続可能な都市を実現する観点から検討した結果、高度地区を変更する。

なお、種類、位置及び区域についての変更は行わない。

変 更 概 要

(下線部分は変更部分)

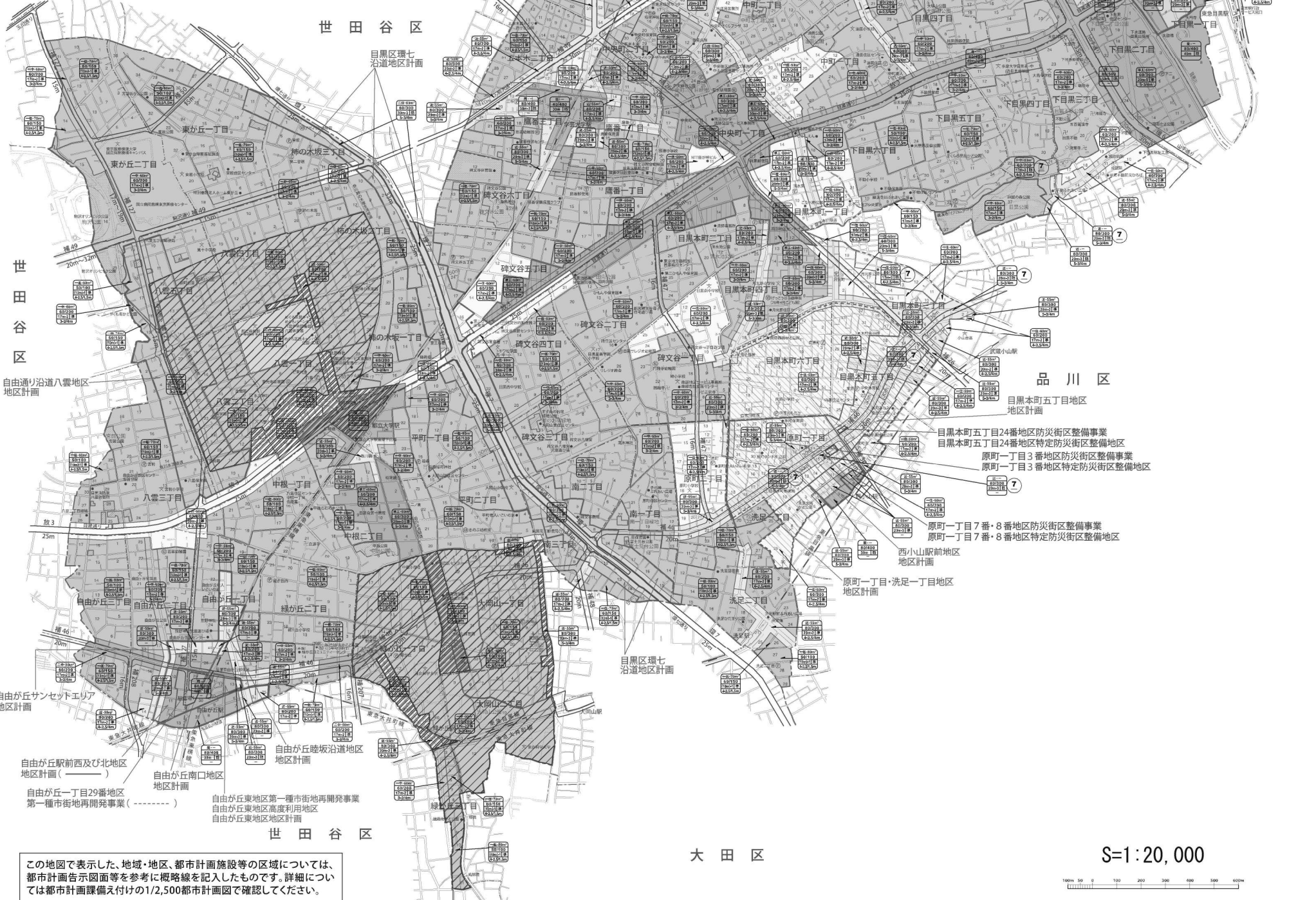
事項	建築物の高さの最高限度又は最低限度							
	〔最高限度〕							
	変更前	変更後						
4 認定による特例	一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られている<u>もの</u>と区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる<u>基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。</u>この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。 表1 略 表2 略	4 認定による特例 <u>次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。</u> (1) <u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしている</u>と区長が認めたものについては、<u>絶対高さ制限の1. 1倍に相当する高さ。</u>この場合において、区長は、<u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしている</u>と認めるときは、<u>あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</u> (2) 一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる<u>高さ。</u>この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。 表1 略 表2 略 (3) 一定の規模を有した敷地において、<u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られている</u>と区長が認めたものについては、<u>次の表3及び表4に掲げる高さ。</u>この場合において、区長は、<u>ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られている</u>と認めるときは、<u>あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。</u> 表3 商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲 <table><tr><th>対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)</th><th>絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)</th></tr><tr><td>1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満</td><td>絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ</td></tr><tr><td>3,000平方メートル以上</td><td>絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ</td></tr></table> 表4 商業地域外にある建築物の絶対高さ制限	対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ	3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ
対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)							
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の 1. 3 2倍に相当する高さ							
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の 1. 6 5倍に相当する高さ							

	<u>の範囲</u>	
	<u>対象敷地面積</u> <u>(商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)</u>	<u>絶対高さ制限の範囲</u> <u>(商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)</u>
	<u>2,000平方メートル以上</u> <u>5,000平方メートル未満</u>	<u>絶対高さ制限の</u> <u>1. 3 2 倍に相当する高さ</u>
	<u>5,000平方メートル以上</u> <u>10,000平方メートル未満</u>	<u>絶対高さ制限の</u> <u>1. 6 5 倍に相当する高さ</u>
	<u>10,000平方メートル以上</u>	<u>絶対高さ制限の</u> <u>2. 2 倍に相当する高さ</u>
5 区長の許可による特例 次の各号の<u>二</u>に該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、<u>前項に定めた敷地面積に応じた絶対高さ制限の範囲</u>を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。 (1) ～ (2) 略	5 区長の許可による特例 次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、<u>前項第1号又は第3号に定めた絶対高さ制限の範囲</u>を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。 (1) ～ (2) 略	

総括図

東京都市計画高度地区

凡		例
地 域	一低	第一種低層住居専用地域
	一中	第一種中高層住居専用地域
	二中	第二種中高層住居専用地域
	一住	第一種住居地域
	二住	第二種住居地域
	近	近隣商業地域
	商	商業地域
	準工	準工業地域
	特別工業地区	特別工業地区
	第一種文教地区	第一種文教地区
地 区	第二種文教地区	第二種文教地区
	斜線型	第1種・第2種・第3種
高 度 地 区	絶対高さ型	17m・20m・30m・40m・50m・60m
	最低限度	7m
高 さ の 限 度	高さの制限	10m・12m
	防火地域	防火地域
防 火 地 域	準防火地域	準防火地域
	生産緑地地区	生産緑地地区
都 市 施 設	都市計画道路	都市計画道路の名称 都市計画道路の計画幅員
	都市計画公園および都市計画緑地	都市計画公園および都市計画緑地
日 影 規 制	日影規制時間及び測定面	日影規制時間 3-2、4-2.5、5-3 測定面 1.5m、4m
	新たな防火規制 (新防火)	東京都建築安全条例 第七之三第一項に 基づく指定区域



この地図で表示した、地域・地区、都市計画施設等の区域については、都市計画告示図面等を参考に概略線を記入したものです。詳細については都市計画課備え付けの1/2,500都市計画図で確認してください。

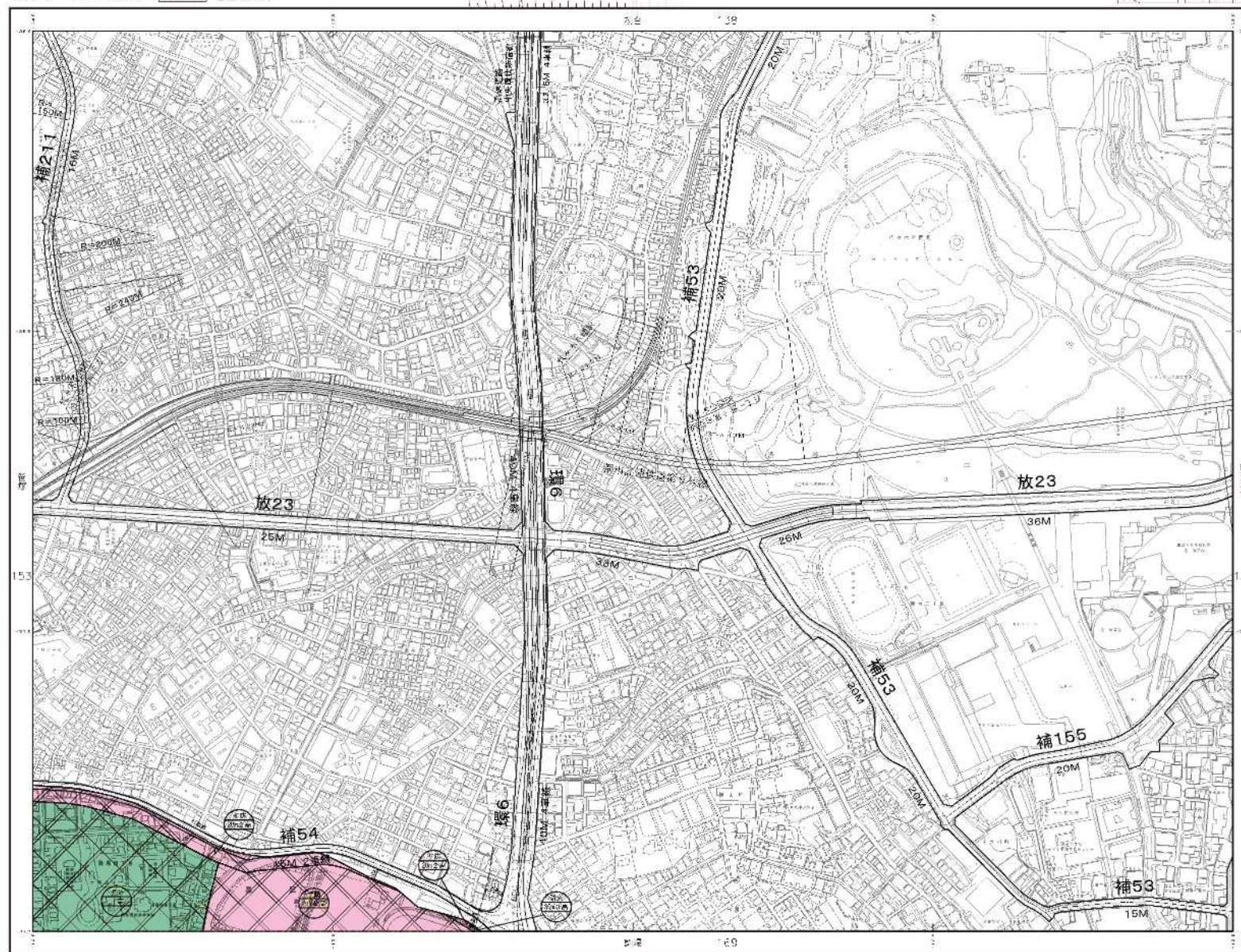
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1:2,500 東京都目黒区高度地区（目黒区決定）計画図

東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1:5,000

3.6-4 (1:2,500 1:5,000) (縮尺:1:2,500)

代々木



表示部	表示	表示	表示
高度地区	防火地域	準防火地域	その他
高度地区	防火地域	準防火地域	その他
高度地区	防火地域	準防火地域	その他

表示部	表示	表示	表示
高度地区	防火地域	準防火地域	その他
高度地区	防火地域	準防火地域	その他
高度地区	防火地域	準防火地域	その他

表示部	表示	表示	表示
高度地区	防火地域	準防火地域	その他
高度地区	防火地域	準防火地域	その他
高度地区	防火地域	準防火地域	その他



東京都目黒区高度地区・防火地域及び準防火地域計画図
 1:2,500 1:5,000
 (縮尺:1:2,500)

表示部	表示	表示	表示
高度地区	防火地域	準防火地域	その他
高度地区	防火地域	準防火地域	その他
高度地区	防火地域	準防火地域	その他

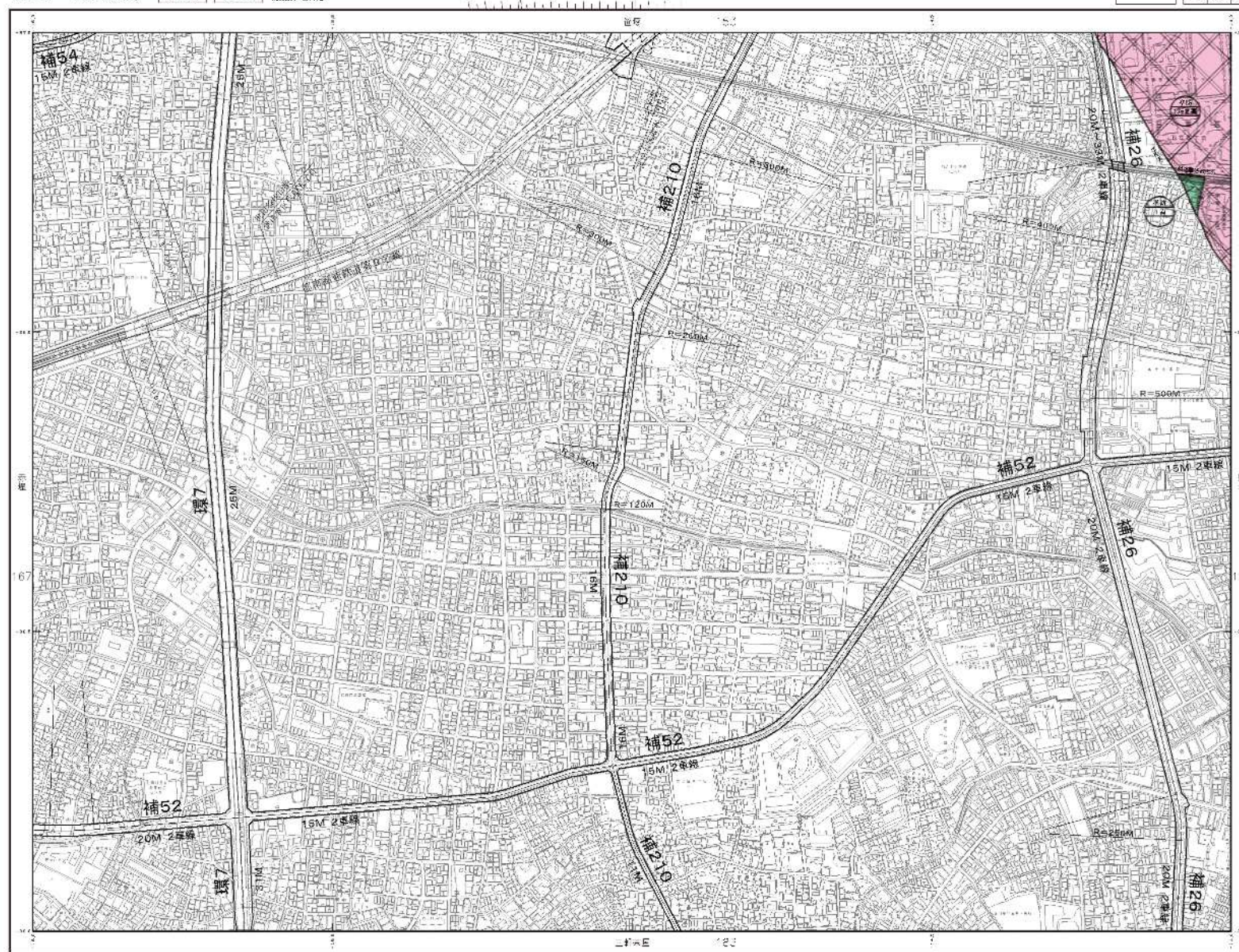
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1 2 0 0 0 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

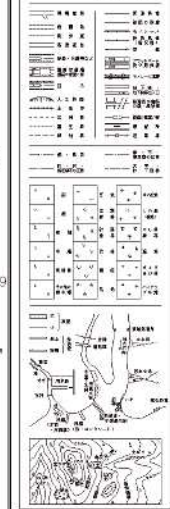
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1 0 0

3 6 - 9 (1 X - 1 0 2 5 - 3) 100-2-11 100-2-14 100-2-17 100-2-18

代田



図例	説明
道路	主要道路、一般道路、支路、歩道、自転車道、河川、水路、鉄道、地下鉄、有軌電車、バス、モノレール、索道、ケーブルカー、ロープウェイ、新交通システム、その他
防火地域	防火地域、準防火地域
高度地区	高度地区、準高度地区
その他	公園、緑地、体育施設、文化施設、教育施設、医療施設、福祉施設、その他



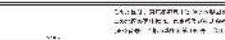
目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域
 1 2 0 0 0 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
 東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1 0 0
 3 6 - 9 (1 X - 1 0 2 5 - 3) 100-2-11 100-2-14 100-2-17 100-2-18



目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域
 1 2 0 0 0 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
 東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1 0 0
 3 6 - 9 (1 X - 1 0 2 5 - 3) 100-2-11 100-2-14 100-2-17 100-2-18



目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域
 1 2 0 0 0 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
 東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1 0 0
 3 6 - 9 (1 X - 1 0 2 5 - 3) 100-2-11 100-2-14 100-2-17 100-2-18



目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域
 1 2 0 0 0 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
 東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1 0 0
 3 6 - 9 (1 X - 1 0 2 5 - 3) 100-2-11 100-2-14 100-2-17 100-2-18



目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域
 1 2 0 0 0 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図
 東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1 0 0
 3 6 - 9 (1 X - 1 0 2 5 - 3) 100-2-11 100-2-14 100-2-17 100-2-18

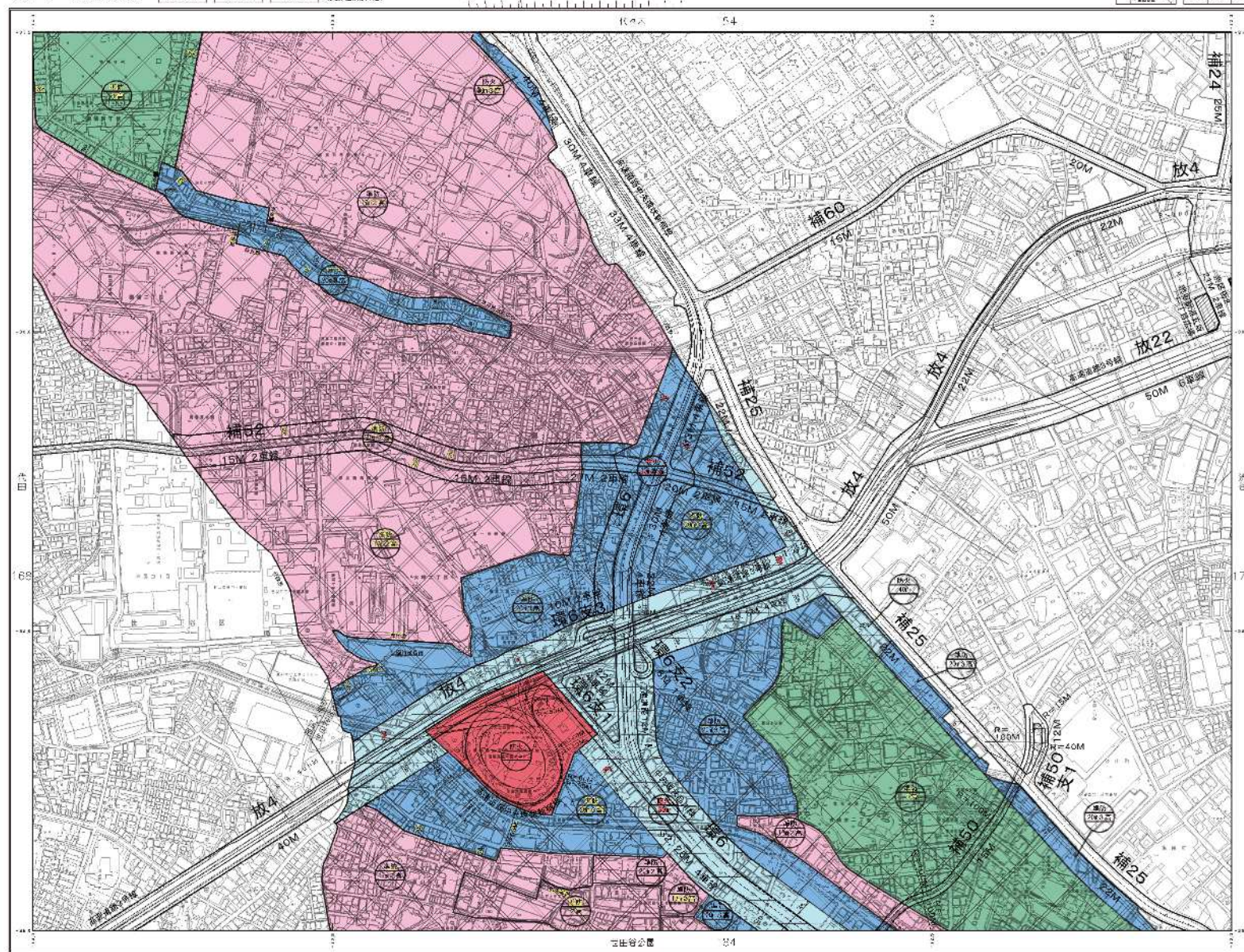


東京都市計画防火地域及準防火地域（目黒区決定）計画図 1-8-8

36-9 (K-LD 26-4)

IDE-2-14 IDE-3-14 IDE-3-14 行政院國家科學委員會

15



三井物産 84

112 501

[illegible]

● 重点难点

南京師範大學附屬中學

株式会社ニッポン

7. 某班 4 名同学的成绩如下表所示，则 4 名同学的成绩中，错误的是 ()

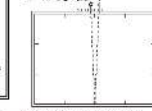
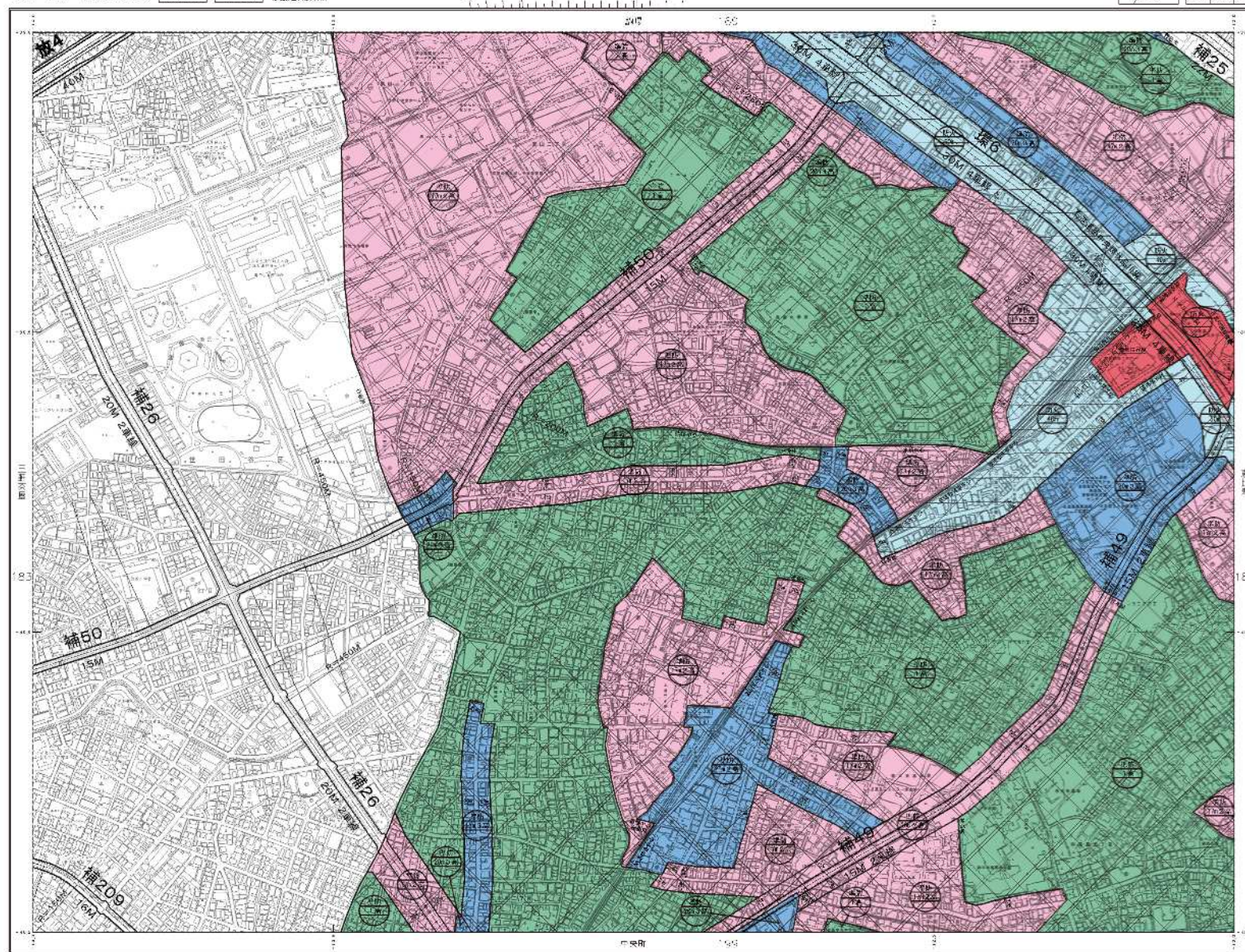


图 例	
	注：图中数字为
	图中数字为
	图中数字为
	图中数字为
	图中数字为
	图中数字为
	图中数字为

東京都庁、「内防火地域及び準防火地域（目黒区決定）」、「面積」18.4

36-14	(1X-LD36-2)	H01-3-14	H02-3-14	详细请参见本手册
-------	-------------	----------	----------	----------



																																																																																																		
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

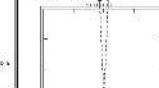
[illegible]

姓名	陈 强	性别	男
出生年月	1980.10.10	籍贯	浙江 杭州
民族	汉族	文化程度	高中
政治面貌	共青团员	健康状况	良好
特长	计算机、英语	爱好	音乐、运动
自我评价	本人性格开朗，为人正直，有较强的责任心和团队精神。在校期间，成绩优异，多次获得奖学金。课余时间，积极参加各种社会实践活动，锻炼了自己的组织能力和沟通能力。希望能在未来的学习和工作中，不断进取，为祖国的建设贡献自己的一份力量。		

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

A topographic map of the study area, showing contour lines and elevation. The map is oriented with North at the top. The contour lines indicate varying elevations, with some areas marked as '1000' and '1100'. The map shows a complex terrain with several peaks and valleys. The area is labeled with '1000' and '1100' at various points, indicating specific elevation levels. The map is a detailed representation of the study area's topography.

- 1 自由主義、平等、民主主義を主張する政治思想の源流として知られる。自由主義の無制限の個人自由の主張は、自由主義の源流である。
- 2 自由主義、民主主義、平等主義の源流である。自由主義の源流である。
- 3 自由主義、民主主義、平等主義の源流である。自由主義の源流である。
- 4 自由主義、民主主義、平等主義の源流である。自由主義の源流である。
- 5 自由主義、民主主義、平等主義の源流である。自由主義の源流である。



凡 例	
	普通話、國語
	粵語、客家話
	英語、粵語、客家話
	英語、粵語、客家話、 普通話、國語
	英語、粵語、客家話、 普通話、國語
	英語、客家話、 普通話、國語
	國語、客家話、 普通話、粵語

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

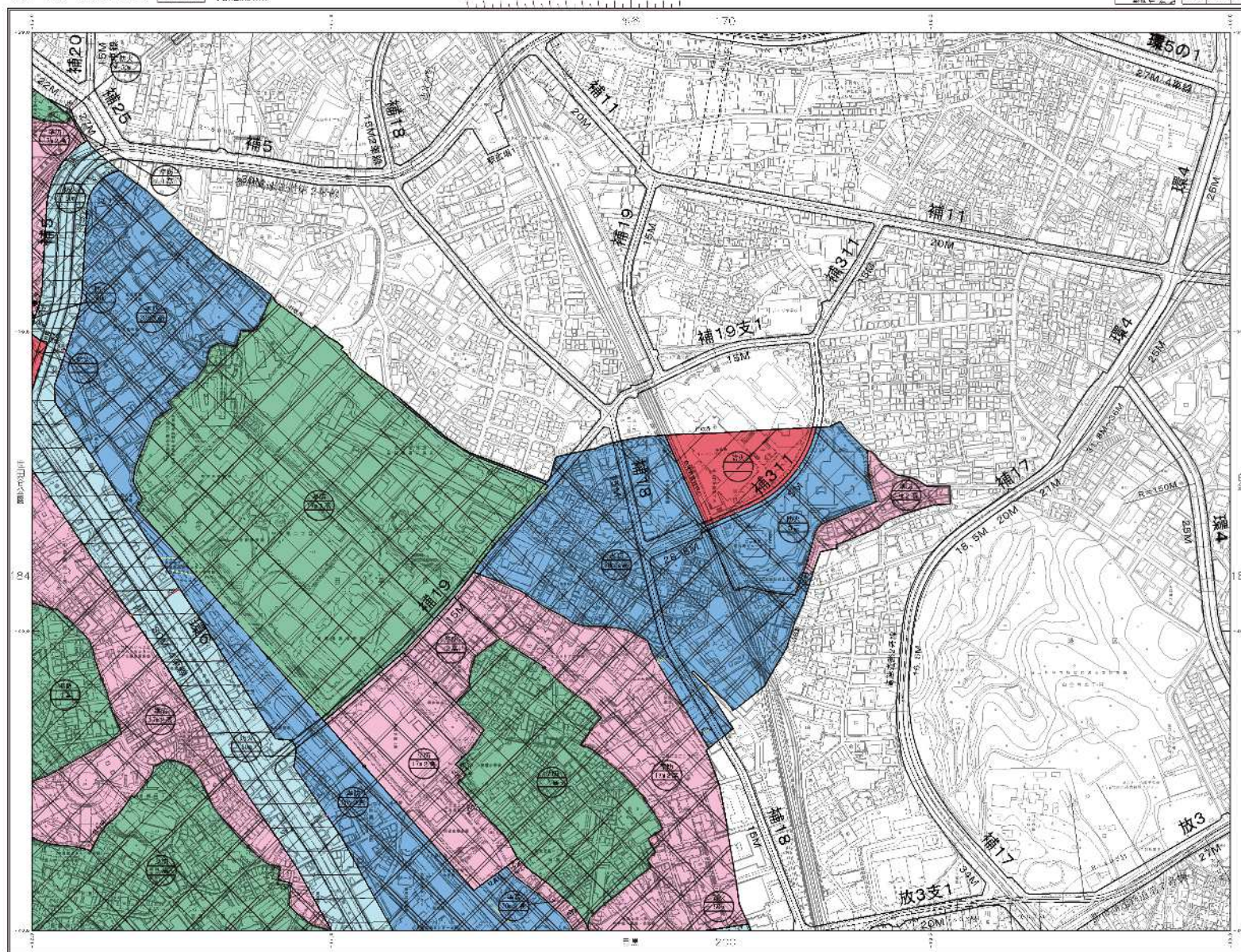
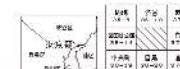
1:2,500 東京都目黒区高度地区（目黒区決定）計画図

東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 1:2,500

36-15 (1)X-1037-1

（※）（※）（※）

恵比寿



凡例

高度地区	防火地域	準防火地域
高度地区（第一種）	防火地域（第一種）	準防火地域（第一種）
高度地区（第二種）	防火地域（第二種）	準防火地域（第二種）
高度地区（第三種）	防火地域（第三種）	準防火地域（第三種）
高度地区（第四種）	防火地域（第四種）	準防火地域（第四種）
高度地区（第五種）	防火地域（第五種）	準防火地域（第五種）
高度地区（第六種）	防火地域（第六種）	準防火地域（第六種）
高度地区（第七種）	防火地域（第七種）	準防火地域（第七種）
高度地区（第八種）	防火地域（第八種）	準防火地域（第八種）
高度地区（第九種）	防火地域（第九種）	準防火地域（第九種）
高度地区（第十種）	防火地域（第十種）	準防火地域（第十種）

道路	河川	鉄道
道路（第一種）	河川（第一種）	鉄道（第一種）
道路（第二種）	河川（第二種）	鉄道（第二種）
道路（第三種）	河川（第三種）	鉄道（第三種）
道路（第四種）	河川（第四種）	鉄道（第四種）
道路（第五種）	河川（第五種）	鉄道（第五種）
道路（第六種）	河川（第六種）	鉄道（第六種）
道路（第七種）	河川（第七種）	鉄道（第七種）
道路（第八種）	河川（第八種）	鉄道（第八種）
道路（第九種）	河川（第九種）	鉄道（第九種）
道路（第十種）	河川（第十種）	鉄道（第十種）

公園	緑地	農地
公園（第一種）	緑地（第一種）	農地（第一種）
公園（第二種）	緑地（第二種）	農地（第二種）
公園（第三種）	緑地（第三種）	農地（第三種）
公園（第四種）	緑地（第四種）	農地（第四種）
公園（第五種）	緑地（第五種）	農地（第五種）
公園（第六種）	緑地（第六種）	農地（第六種）
公園（第七種）	緑地（第七種）	農地（第七種）
公園（第八種）	緑地（第八種）	農地（第八種）
公園（第九種）	緑地（第九種）	農地（第九種）
公園（第十種）	緑地（第十種）	農地（第十種）

建物	施設	その他
建物（第一種）	施設（第一種）	その他（第一種）
建物（第二種）	施設（第二種）	その他（第二種）
建物（第三種）	施設（第三種）	その他（第三種）
建物（第四種）	施設（第四種）	その他（第四種）
建物（第五種）	施設（第五種）	その他（第五種）
建物（第六種）	施設（第六種）	その他（第六種）
建物（第七種）	施設（第七種）	その他（第七種）
建物（第八種）	施設（第八種）	その他（第八種）
建物（第九種）	施設（第九種）	その他（第九種）
建物（第十種）	施設（第十種）	その他（第十種）

境界線	境界点	境界角
境界線（第一種）	境界点（第一種）	境界角（第一種）
境界線（第二種）	境界点（第二種）	境界角（第二種）
境界線（第三種）	境界点（第三種）	境界角（第三種）
境界線（第四種）	境界点（第四種）	境界角（第四種）
境界線（第五種）	境界点（第五種）	境界角（第五種）
境界線（第六種）	境界点（第六種）	境界角（第六種）
境界線（第七種）	境界点（第七種）	境界角（第七種）
境界線（第八種）	境界点（第八種）	境界角（第八種）
境界線（第九種）	境界点（第九種）	境界角（第九種）
境界線（第十種）	境界点（第十種）	境界角（第十種）

説明	備考
説明（第一種）	備考（第一種）
説明（第二種）	備考（第二種）
説明（第三種）	備考（第三種）
説明（第四種）	備考（第四種）
説明（第五種）	備考（第五種）
説明（第六種）	備考（第六種）
説明（第七種）	備考（第七種）
説明（第八種）	備考（第八種）
説明（第九種）	備考（第九種）
説明（第十種）	備考（第十種）

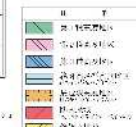
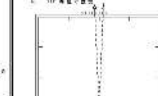
図例	備考
図例（第一種）	備考（第一種）
図例（第二種）	備考（第二種）
図例（第三種）	備考（第三種）
図例（第四種）	備考（第四種）
図例（第五種）	備考（第五種）
図例（第六種）	備考（第六種）
図例（第七種）	備考（第七種）
図例（第八種）	備考（第八種）
図例（第九種）	備考（第九種）
図例（第十種）	備考（第十種）

1. 図例（第一種） 図例（第二種） 図例（第三種） 図例（第四種） 図例（第五種） 図例（第六種） 図例（第七種） 図例（第八種） 図例（第九種） 図例（第十種）

至至鄰市時間防火地域及標準防火地域（日集區決定）時間間 198

(1X-LD36-3) IDB-2-11 IDA-2-14 IDI-2-14

☆

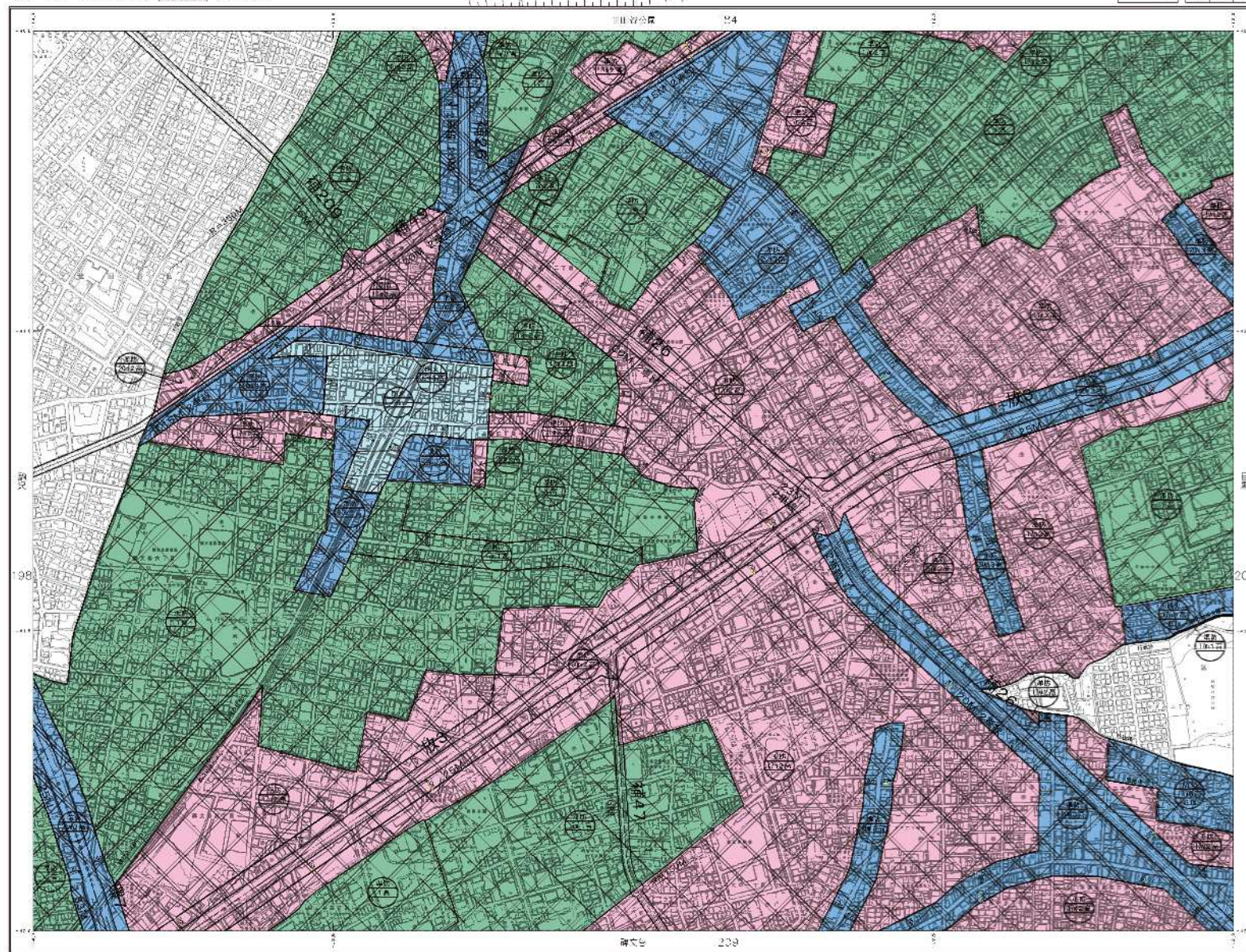


1. 2. 600 东京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

軍部都市計画防火地域及び消火防火地域（日露区決定）計画図 194

36-19 (1X-LD36-4) 101-2-14 (2000年2月14日)

世世智公願



凡 例

[illegible][illegible][illegible]

1 地理的、自然的に河川が谷間に沿って流れる
2 谷間に沿って流れる河川は、谷間の両側の山
3 谷間に沿って流れる河川は、谷間の両側の山
4 谷間に沿って流れる河川は、谷間の両側の山

[illegible]

7. 大衛王及拔示巴所生的兒子，是拔示巴所生的兒子，是拔示巴所生的兒子。

具 目	
	緑の紙（緑の紙）
	ピンクの紙（ピンクの紙）
	青の紙（青の紙）
	水色の紙（水色の紙）
	オレンジの紙（オレンジの紙）
	赤の紙（赤の紙）
	黄色の紙（黄色の紙）

7-2. 500 菲奈那市对国高要地区（日高区决定）对国高

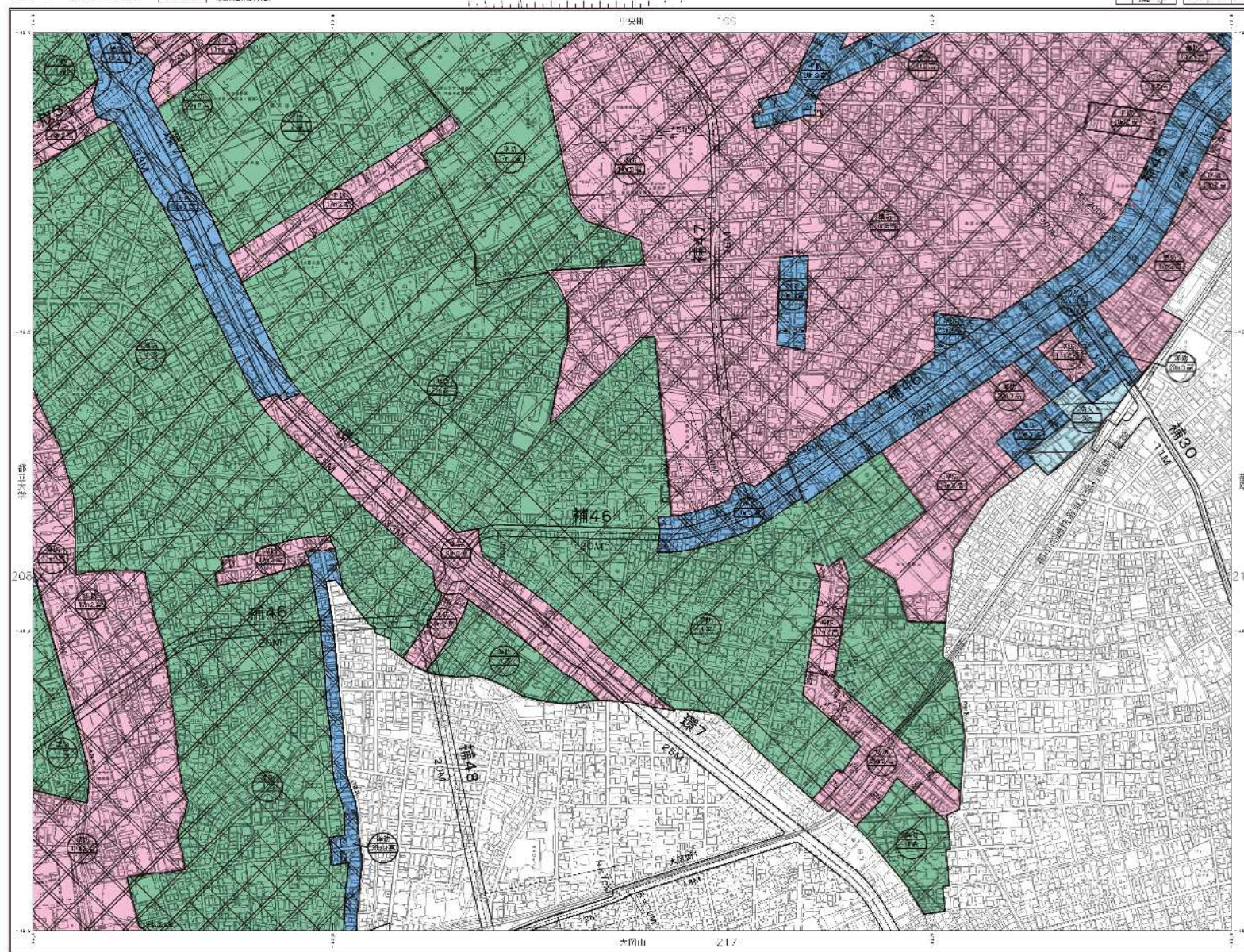
7:2. 500 東京都市計画高圧地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及準防火地域（目黒区決定）計画図 208

43-4 (IX-LD 46-2)

DOI: 10.1002/for

☆



112 500

112 601

[illegible]

東京海上火災 東京海上火災 東京海上火災

東京郵政郵便局
株式会社エフエムエフ

少, 2. 實驗三 (實驗二區域的上方部分), 3. 實驗四

 2000-2001
 2001-2002
 2002-2003

H. 真砂川河川事務所(河川事務所)は、2016.6年度塩害対策(緊急対策)として、高松市7.00

	Blue box with diagonal lines
	Red box with diagonal lines
	Yellow box with diagonal lines

1:2.500 东京都市計画高度地区(旧都区決定)時間図

1:2.500 东京都内計四高度地区（目黒区決定）計四図

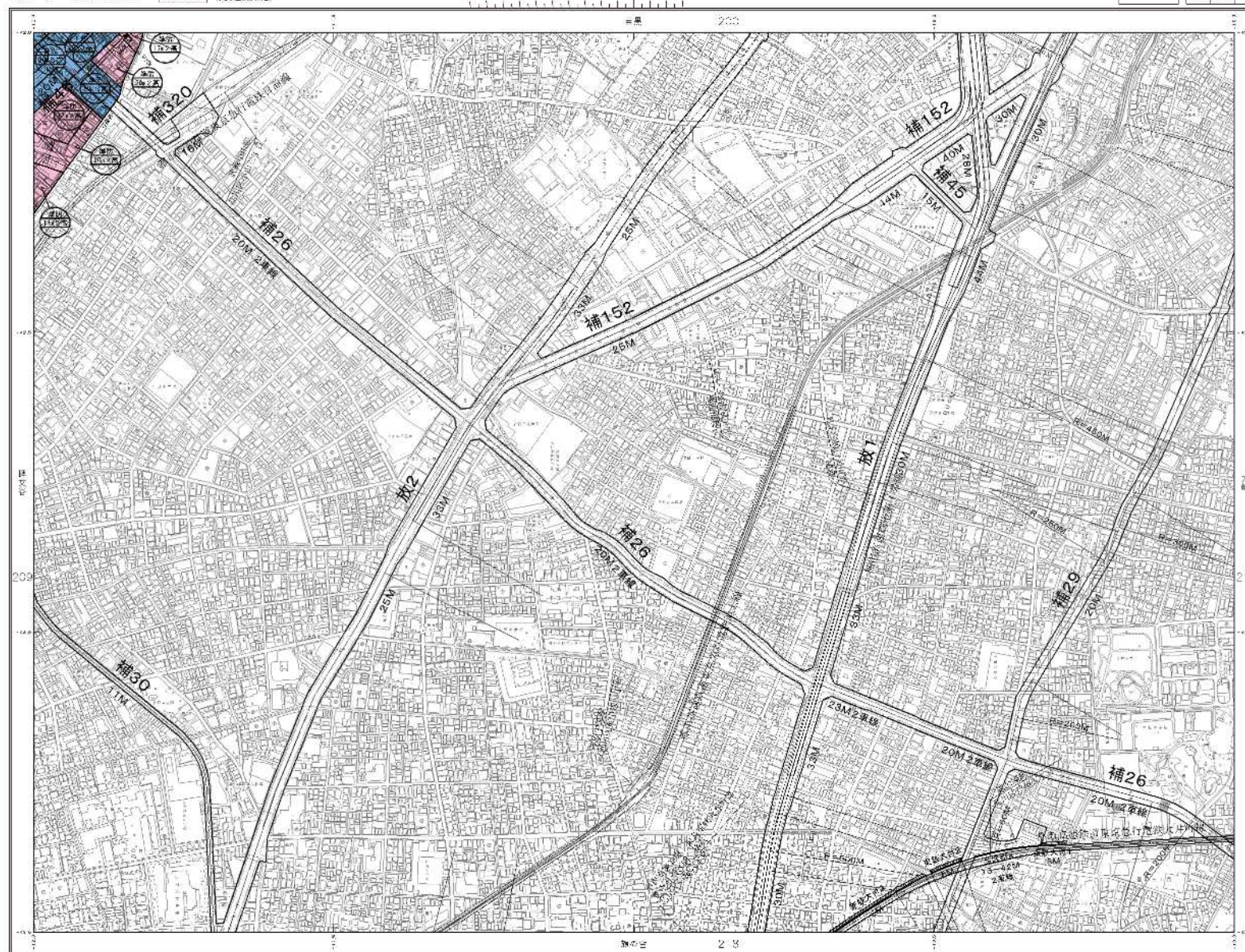
東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 210

43-5 (1X-LD47-1)

100 • 5 • 14



凡 例



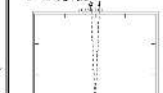
1 2 556

このように、同僚教師の大半が教職員の職歴が10年以上で、大半が教職経験が10年以上あり、教職経験が10年以上の教員が大半を占めることが確認された。

東京証券取引所 第二部 上場銘柄

東京証券取引所
株式会社マクドナルド

1. 某商店以每件 120 元的价格购进一批商品，每件售价为 150 元，售出 100 件后，将剩下的商品按 8 折出售，全部售出后，共获利 1200 元，问这批商品共有多少件？



色	種
緑	第一種国土地区画
赤	第二種国土地区画
青	第三種国土地区画
黄	第四種国土地区画
白	第五種国土地区画
黒	第六種国土地区画
紫	第七種国土地区画
茶	第八種国土地区画
灰	第九種国土地区画
金	第十種国土地区画
銀	第十一種国土地区画
銅	第十二種国土地区画
鉄	第十三種国土地区画
鉛	第十四種国土地区画
錫	第十五種国土地区画
鋅	第十六種国土地区画
銅	第十七種国土地区画
鉄	第十八種国土地区画
鉛	第十九種国土地区画
錫	第二十種国土地区画
鋅	第二十一種国土地区画
銅	第二十二種国土地区画
鉄	第二十三種国土地区画
鉛	第二十四種国土地区画
錫	第二十五種国土地区画
鋅	第二十六種国土地区画
銅	第二十七種国土地区画
鉄	第二十八種国土地区画
鉛	第二十九種国土地区画
錫	第三十種国土地区画
鋅	第三十一種国土地区画
銅	第三十二種国土地区画
鉄	第三十三種国土地区画
鉛	第三十四種国土地区画
錫	第三十五種国土地区画
鋅	第三十六種国土地区画
銅	第三十七種国土地区画
鉄	第三十八種国土地区画
鉛	第三十九種国土地区画
錫	第四十種国土地区画
鋅	第四十一種国土地区画
銅	第四十二種国土地区画
鉄	第四十三種国土地区画
鉛	第四十四種国土地区画
錫	第四十五種国土地区画
鋅	第四十六種国土地区画
銅	第四十七種国土地区画
鉄	第四十八種国土地区画
鉛	第四十九種国土地区画
錫	第五十種国土地区画
鋅	第五十一種国土地区画
銅	第五十二種国土地区画
鉄	第五十三種国土地区画
鉛	第五十四種国土地区画
錫	第五十五種国土地区画
鋅	第五十六種国土地区画
銅	第五十七種国土地区画
鉄	第五十八種国土地区画
鉛	第五十九種国土地区画
錫	第六十種国土地区画
鋅	第六十一種国土地区画
銅	第六十二種国土地区画
鉄	第六十三種国土地区画
鉛	第六十四種国土地区画
錫	第六十五種国土地区画
鋅	第六十六種国土地区画
銅	第六十七種国土地区画
鉄	第六十八種国土地区画
鉛	第六十九種国土地区画
錫	第七十種国土地区画
鋅	第七十一種国土地区画
銅	第七十二種国土地区画
鉄	第七十三種国土地区画
鉛	第七十四種国土地区画
錫	第七十五種国土地区画
鋅	第七十六種国土地区画
銅	第七十七種国土地区画
鉄	第七十八種国土地区画
鉛	第七十九種国土地区画
錫	第八十種国土地区画
鋅	第八十一種国土地区画
銅	第八十二種国土地区画
鉄	第八十三種国土地区画
鉛	第八十四種国土地区画
錫	第八十五種国土地区画
鋅	第八十六種国土地区画
銅	第八十七種国土地区画
鉄	第八十八種国土地区画
鉛	第八十九種国土地区画
錫	第九十種国土地区画
鋅	第九十一種国土地区画
銅	第九十二種国土地区画
鉄	第九十三種国土地区画
鉛	第九十四種国土地区画
錫	第九十五種国土地区画
鋅	第九十六種国土地区画
銅	第九十七種国土地区画
鉄	第九十八種国土地区画
鉛	第九十九種国土地区画
錫	第一百種国土地区画

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 216

EX-LD46-3)

2018-3-14 (今晚假期结束二月)

☆



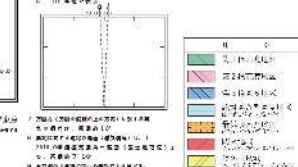
1:2 570

1. 1997年11月1日以前签订的合同 2. 1997年11月1日以后签订的合同	1. 1997年11月1日以前签订的合同 2. 1997年11月1日以后签订的合同
--	--

このように、同僚教師の大半が教職課程の「基礎的・専門的知識の習得」に力点を置いていたことが、総合理解が得られなかった理由に思われる。教職課程の「基礎的・専門的知識の習得」に力点を置いていたことは、教職課程の「基礎的・専門的知識の習得」に力点を置いていたことが、総合理解が得られなかった理由に思われる。

東京海上火災 東京海上火災 東京海上火災

7. 若函数 $f(x)$ 在区间 $[a, b]$ 上可导，且 $f'(a) = 0$ ， $f'(b) = 0$ ，则在 (a, b) 内至少存在一点 ξ ，使得 $f'(\xi) = 0$ 。问：(1) 该命题是否正确？(2) 若正确，请给出证明；若不正确，请举出反例。

[illegible][illegible]

日	出	定	午	未
月	入	出	入	入
火	火	火	火	火
水	水	水	水	水
土	土	土	土	土
木	木	木	木	木



1. 江蘇省委、蘇州分區和蘇州十區黨委各派出一名代表，參加市黨委的會議和以蘇州分區黨委為首的市黨委擴大會議。
2. 蘇州分區、蘇州十區黨委各派出一名代表，參加市黨委的會議。
3. 市黨委各區黨委各派出一名代表，參加市黨委的會議。
4. 市黨委各區黨委各派出一名代表，參加市黨委的會議。
5. 市黨委各區黨委各派出一名代表，參加市黨委的會議。
6. 市黨委各區黨委各派出一名代表，參加市黨委的會議。
7. 市黨委各區黨委各派出一名代表，參加市黨委的會議。
8. 市黨委各區黨委各派出一名代表，參加市黨委的會議。
9. 市黨委各區黨委各派出一名代表，參加市黨委的會議。
10. 市黨委各區黨委各派出一名代表，參加市黨委的會議。

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

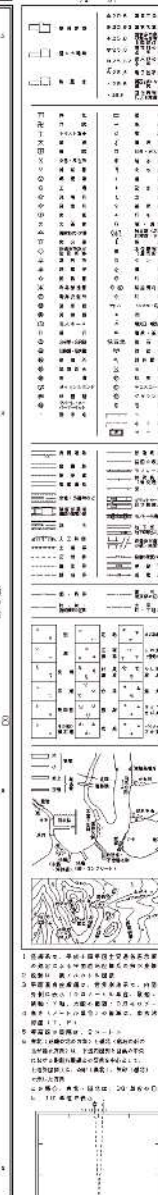
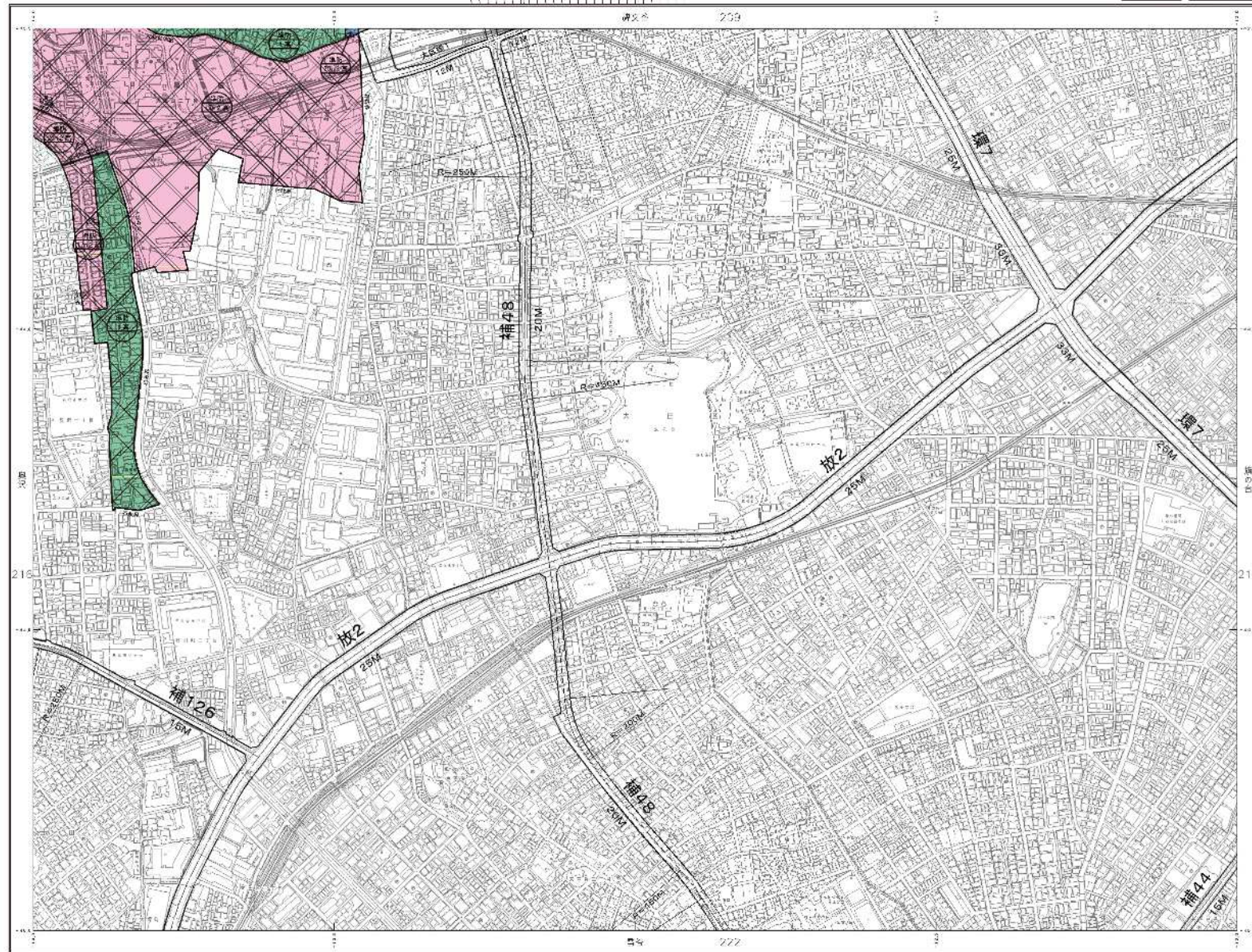
1:2,000 東京都目黒区南地区（目黒区決定）計画図

東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 217

43-9 (2X-D49-4)

（図例）

大岡山



目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域
1:2,000 東京都目黒区南地区（目黒区決定）計画図
東京都目黒区防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 217
43-9 (2X-D49-4)